

第1章 業務概要

1-1 業務の目的

本青谷上寺地遺跡の国史跡指定範囲のうち山陰自動車道以北の範囲（北側工区）について、史跡公園整備に必要な測量調査を行い、史跡公園の整備工事に係る実施設計図書の作成等を行うことを目的とする。

本編は、設計業務についてとりまとめるものである。

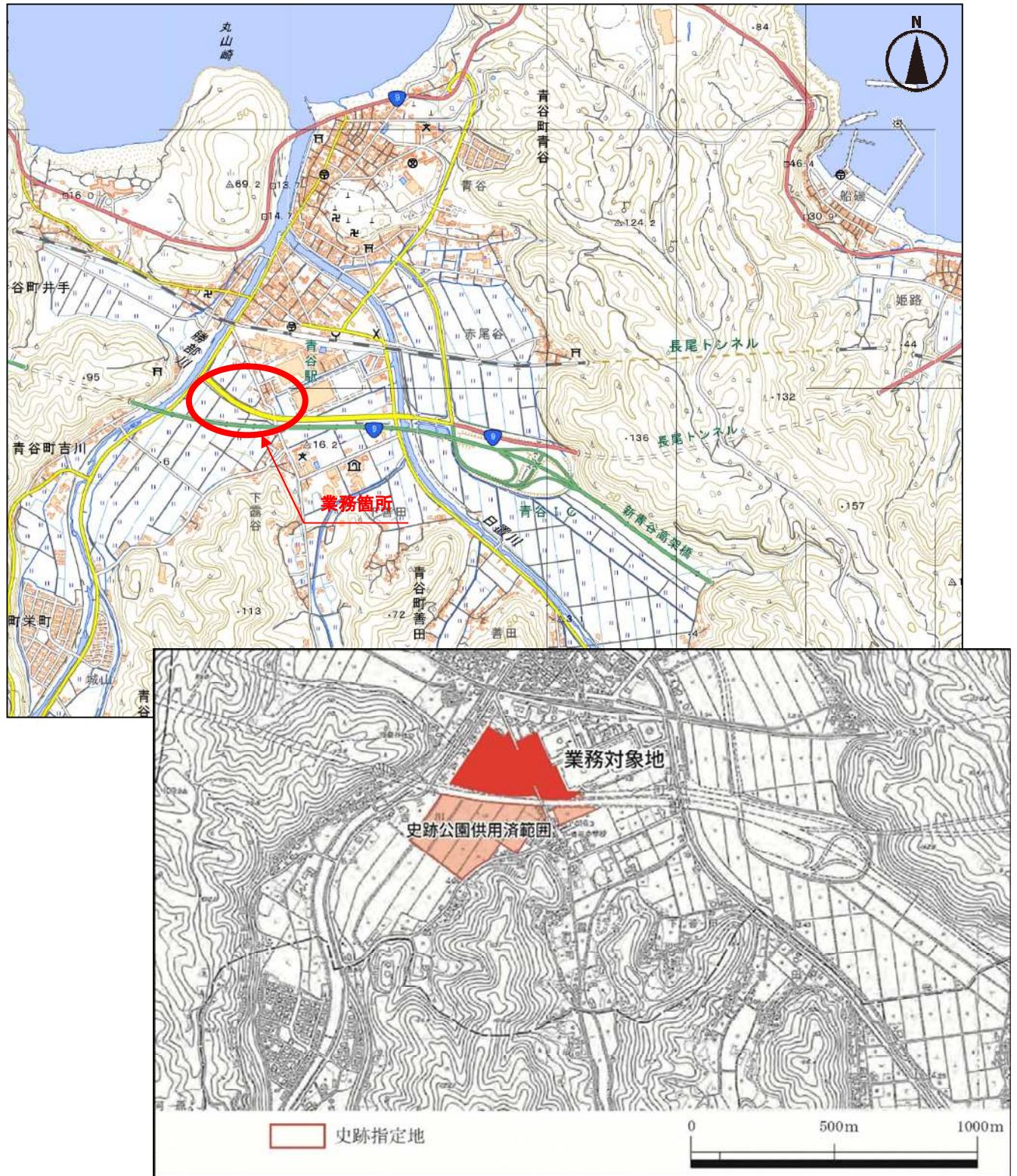


図 1.1 位置図

1-2 業務概要

(1) 業務名称

史跡青谷上寺地遺跡整備事業指定地北側工区測量及び実施設計業務

(2) 業務場所

鳥取市青谷町青谷 4247 ほか

(3) 履行期間

令和 6 年 8 月 8 日 ～ 令和 8 年 3 月 25 日

(4) 発注者

鳥取県立青谷かみじち遺跡公園

〒689-0534 鳥取県鳥取市吉川 17 番地

TEL : 0857-30-4110 / FAX : 0857-30-4115

(5) 受注者

株式会社 ウエスコ 鳥取支社

〒680-0903 鳥取市南隈 905 番地

TEL : 0857-31-3531(代表) / FAX : 0857-31-3510

(6) 業務組織計画

役 割	氏 名	所 有 資 格	所 属
管理技術者	山内 健治	技術士（建設部門：都市及び地方計画） RCCM（造園）	米子支店技術課
照査技術者	井本 義幸	技術士（建設部門：都市及び地方計画）	鳥取支社
担当技術者	田口 裕也		鳥取支社技術課
担当技術者	二井 拓光		鳥取支社技術課
主任・現場代理人 （測量）	青木 正和	測量士	鳥取支社 測量課
照査技術者（測量）	鈴木 智晴	測量士	鳥取支社 測量課

《連絡先》

株式会社ウエスコ 鳥取支社

〒680-0903 鳥取市南隈 905 番地

TEL : 0857-31-3531(代表)

FAX : 0857-31-3510(代表)

株式会社ウエスコ 米子支店

〒683-0035 米子市目久美町 32-14

TEL : 0859-32-0915 (代表)

FAX : 0859-32-0942

(7) 業務数量

本業務の実施数量は、次のとおりである。

表 1.1 業務数量（全体数量）

業務名：史跡青谷上寺地遺跡整備事業指定地北側工区測量及び実施設計業務						
工種	種別	細別	規格	単位	数量	備考
測量業務						
	基準点測量					
		4級基準点測量		点	33	
	現地測量（平地・耕地）					
		作業計画	S=1/500	業務	1	
		作業計画	S=1/1000	業務	1	
		現地測量	S=1/500、A=0.004km ²	業務	1	
		現地測量	S=1/1000、A=0.071km ²	業務	1	
	路線測量（1,000台未満/h、曲線数0、測点間隔50m）					
		作業計画		業務	1	
		現地踏査		km	0.49	
		中心線測量		km	0.49	
		仮BM設置測量		km	0.49	
		縦断測量		km	0.49	
		横断測量	幅75～95m	km	0.21	
		横断測量	幅175～185m	km	0.28	
	用地測量（耕地）					
		公図等の転写		万m ²	5.12	
		土地の登記記録調査		万m ²	5.12	
		公図等転写連続図作成		万m ²	5.12	
		復元測量		万m ²	5.12	
		境界確認		万m ²	5.12	
		土地境界確認書作成		万m ²	5.12	
		補助基準点の設置		万m ²	5.12	
		用地境界杭設置		本	45	
		境界点間測量		万m ²	5.12	
		用地実測図原図作成		万m ²	5.12	
		用地平面図作成		万m ²	5.12	
	打合せ（中間3回）			業務	1	
設計業務（園地 基準面積4.0ha以上）						
	実施設計			式	1	A=4.27ha
	鳥瞰図又は透視図の作成			業務	1	
	関係機関との協議資料作成			業務	1	
	概算工事費算出			業務	1	
	埋設物調査			業務	1	
	設計協議（中間8回・2箇年分）			業務	1	

(8) 成果品の内容

- | | |
|---------------------|-------|
| (1) 測量報告書 (A4 簡易製本) | N=2 部 |
| (2) 設計報告書 (A4 簡易製本) | N=2 部 |
| (3) 設計図面 (A3 縮小図製本) | N=2 部 |
| (4) 電子成果 (CD) | N=2 部 |

※報告書は PDF 形式、図面は SFC、DXF, PDF 形式とする

1-3 実施方針

当該業務は史跡青谷上寺地遺跡整備事業のうち、指定地北側工区を対象に、ランドデザインに基づき園地・駐車場等に係る土木（造成）、造園、排水等に関する実施設計を行うものである。

なお、当該業務と並行して整備活用委員会第 5 回（R7.3.10）、第 6 回（R7.6.16）、第 7 回（R7.8.7）、第 8 回（R7.12.3）及び現地指導（R8.2.10、R8.3.10）が開催され、委員からの指導や意見を反映した実施計画を作成するものである。

実施設計は、設計条件の確認と設計資料収集及び詳細現地踏査により、設計内容に関して環境への影響を検討し、基本設計に基づく園地等の諸施設の構造、材料、規格、デザイン、施工方法等を決定して、工事に必要な詳細図面を作成するとともに、数量計算書及び工事費内訳書を作成する。

(1) 設計業務計画

史跡青谷上寺地遺跡整備事業指定地北側工区の事業期間（令和 6～10 年度；令和 11 年度ランドオープン）における各種工程（現地測量、用地測量、実施設計（土木・建築）、関係機関調整、施工）が円滑に進むように設計業務を進める。業務において、事業スケジュールを基に、発注者と協議の上で各項目における作業時期、検討課題等の整理、業務内容と成果品、施工スケジュールを整理した事業実施計画を作成し、事業の進展が円滑に行えるように工事図書の取りまとめを行う。

(2) 与条件の確認および調査

「史跡青谷上寺地遺跡整備事業」に関する既存の基本計画、基本設計、実施設計、測量業務成果図書、発注者による事業計画背景、関係する施設との取合せ計画を踏まえ、北側工区実施設計に必要な与条件の確認を行うとともに、現況調査を十分に行う。

- ・ 与条件や基本設計（ランドデザイン）の把握と整理
- ・ 適用設計条件や設計基準の確認
- ・ 現地細部確認調査（設計対象地、敷地境界、既存物の状況、供給処理設備等）
- ・ 関連機関（調査整備活用委員会を含む）との調整内容の確認

(3) 実施設計の検討

実施設計を行う範囲について、確認した与条件及び発掘調査位置の現地測量成果への反映を基に、発注者及び関係機関との調整を行い、施工位置、埋設深さ、細部構造、形状寸法、材質、工法及び施工時期などの詳細検討を行う。

- ・ 基本設計内容の整合性確認
- ・ 意匠性、芸術性、独自性に関する検討と設定
- ・ 安全性、機能性に関する検討と設定
- ・ 施工性、市場性に関する検討と設定
- ・ 維持管理性に関する検討と設定

- ・既存施設の保全、撤去、再利用に関する検討と設定
- ・目標工事費との調整

(4) 実施設計図の作成

事業実施計画書に沿って、工事発注する区域（エリア）単位で必要となる以下の設計図面を作成する。

- ・撤去図
- ・各種平面図（計画平面、割付、造成、施設、設備、植栽 等）
- ・各種横断図（土工、標準断面図 等）
- ・各種構造図（園路、広場、排水、給水、電気、撤去、サービス施設、管理施設 等）
- ・施工法、仮設図等（必要により作成する）

(5) 数量計算

図面及び工事仕様書に基づき工種別の施工数量、及びそれに必要な材料、数量を計算する。

設計数量計算を土木積算基準（工事工種体系ツリー図）に準拠して算出しとりまとめる。

また、図面を作成するうえで、必要に応じ、応力又は容量等について計算を行い、設計の適正を確認する。

(6) 報告書とりまとめ

1) 工事仕様書（特記仕様書）作成

史跡地内での整備となることから、必要に応じて特記仕様を図示し、工事図面の補完を行い、必要な事項をとりまとめる。

2) 実施設計説明、工事工程計画

設計の意図や施工手順を明確にするため、各工種において仕様をとりまとめるとともに、事業スケジュールを踏まえた工事施工期間をとりまとめる。

3) 報告書の作成

上記事項及び、設計過程、本業務の設計内容について、報告書としてとりまとめる。

(8) 鳥瞰図又は透視図の作成

決定した整備計画に基づいて、対象地全体を俯瞰した鳥瞰図を作成する。仕上げ図はA3サイズ、カラー1枚とする。

(9) 関係機関との協議資料作成

実施設計において必要となる道路占用（国交省、鳥取県、鳥取市）、道路取り付け用（鳥取市）、排水接続用（鳥取市）、その他関係機関調整に係る協議資料を作成する。

なお、指定地南側工区と同様に、都市計画法に基づく開発行為に関する事前協議等は発生しないものとする。

(10) 概算工事費算出

実施設計図書に基づき、工種別に工事費を算出する。特殊作業のため公共歩掛りが適用できないものについては、見積りを徴収して単価（歩掛り）根拠とする。見積の徴収先や採用方法については発注者と協議の上で決定する。

(11) 埋設物調査

事業地内において解体撤去が発生する区域に接続する道路、歩道などにある地下インフラ(上下水道など)、地上インフラ（電力、通信ケーブル）、その他の人工物（建築施設、構造物、排水管、浄化槽など）について、既存台帳図面などを基に、現地埋設物等調査を行い、解体撤去設計に反映させる。

1-4 遺跡北側地区に関するグラウンドデザイン概要

設計対象とするひろば、エリア整備に関するグラウンドデザインは、以下のとおりである。

B① 遺跡発見ひろば（遺跡中心域）

中心部に展望点を設け、パノラマ説明板、AR/VR体験（業務対象外）、ベンチを設置する。遺跡中心域は、弥生人の活動拠点（ものづくりや交易が行われた場）だった微高地があった場所である。

B② 倭国大乱ひろば（遺跡中心域）

微高地の東・西側には矢板などで護岸された溝が巡っていた。溝は2世紀頃に埋まっており、中から大量の人骨が発見されている。広場には、溝（遺構）の一部再現、大量の人骨の出土状況を復元展示し、弥生時代の体験学習ゾーンを整備する計画である。

展示施設として「倭国大乱展示館（業務対象外）」を設置し、実物遺構の室内展示を行う。延伸する溝位置において、展示館に隣接して空溝の復元、覆土して対象位置に舗装材を用いて溝の表示を行う。

また、展示館周辺には、県道からの出入りができる管理車両や福祉車両の駐車場を整備する。

B③ 弥生の海辺ひろば

遺跡中心域の北側には、浅い海が広がっていたため、旧汀線に沿って、砂浜をイメージした砂場を整備し、砂場内に展示ウォールを配置する。

B④ 弥生の果樹ひろば（遺跡中心域）

果樹植栽（モモ、クリ等）を配置する。また、指定地南側工区からの園路連絡（山陰道高架下敷地を利用するため、関係機関との調整が必要）を行う。

C① 古代山陰道（条理ひろば内）

青谷上寺地遺跡地内で見つかった古代官道のひとつ「山陰道」と推定される道路状の遺構（古代山陰道のルートの一部）を表現する計画を行い、隣接地からの園路連絡を行う。

C② 条理ひろば

指定地南側工区からの園路連絡（山陰道高架下敷地を利用するため、関係機関との調整が必要）により、第2駐車場との取合いを行う。

D② 第2多目的ひろば（遺跡中心域）

臨時駐車場を兼ねた多目的広場を整備する。

※当該ひろば計画は廃止し、対象区域は「B① 遺跡発見ひろば」に再編とする。

指定地南側工区における設計条件（共通事項）は以下のとおりであり、当該業務においても基本的に踏襲した計画とする。

【共通事項】

水関係	<ol style="list-style-type: none"> 1 水関係の設計に際しては、下流域各地区への負荷の増大あるいは集中を避けることとし、現状の遊水池機能の保全に努めること。 2 湿地の水源は、史跡指定地内の既存水路の流水とする。 3 湿地の流末は、暫定的に既存水路へ接続することとするが、史跡全体の整備完了時においても、洪水時等における分水機能を維持することとする。 4 廃止となる既存水路は撤去せず、単粒碎石等フィルター材を用い、地下排水溝として利用する。 5 「にぎわい交流ひろば」内の既存水路は、蓋掛けにより暗渠とし、維持管理上必要な個所にマンホール等を設置する。 6 上流側排水機能を阻害しない施工計画とするとともに、下流に農地等が存在する水路については常時その機能を確保すること。 7 可搬式ポンプによる灌水のための柵等を設置すること。
土工関係	<ol style="list-style-type: none"> 1 掘削深は必要最小限とし、遺構面を侵さないこと。 2 現地発生土は場外搬出せず、盛土等へ流用するとともに、「弥生のはたけ」耕土や植生基材としての利用を検討すること。 3 購入土は必要最小限とし、他工事発生土の利用を検討すること。 4 「第1多目的ひろば」は、臨時駐車場としての利用を想定しているため、補強盛土等を検討すること。
湿地関係	<ol style="list-style-type: none"> 1 流水の確保や水生植物の活用等の水質浄化方法を検討、提案すること。 2 来訪者の立ち入り、濁り抑制、地下水涵養等のために、水底処理方法（改良土による被覆等）を検討、提案すること。 3 湿地の利用を容易とするため水際は緩勾配とする。
工事用道路 園路・管理道路	<ol style="list-style-type: none"> 1 工事用道路は、原則として園路・管理道路部に設置し、最終的に園路・管理道路として整備する。既存水路部は排水管を設置し横断する。 2 園路・管理道路の舗装について、景観、透水性の利便性、歩行安定性等に配慮し、適切な舗装材を提案すること。
植生	<ol style="list-style-type: none"> 1 植生は復元的植生を原則とし、適切な樹種の選定、配置を検討すること。 2 請負工事で行う植生と、施設利用者等による体験学習として行う植生とを分類すること。
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 周辺道路・水路等についてはその機能を保全するために適切な配慮を行うこと。

1-5 使用する主な図書及び基準

本業務の実施にあたっては、特記仕様書及び設計業務共通仕様書のほか、下記の図書、基準、貸与資料等を遵守する。

名 称	編集又は発行所名	発行年月
設計業務共通仕様書	鳥取県県土整備部	H28. 10
測量業務共通仕様書	鳥取県県土整備部	H28. 4
当該業務特記仕様書		
史跡等整備のてびき	文化庁文化財部記念物課監修	H17
設計業務等標準積算基準書（自然公園編）	環境省自然環境局	R2. 3
道路工事関係技術便覧	鳥取県県土整備部	R5. 3
小構造物標準図集	鳥取県県土整備部	R2. 6
鳥取県公共施設緑化マニュアル	鳥取県県土整備部	H30. 3
福祉まちづくり施設整備マニュアル	鳥取県	R4. 10
都市計画法 開発許可制度の手引き	鳥取県住まいまちづくり課	R1. 7
都市公園技術標準解説書	一社）日本公園緑地協会	R1
道路土工要綱、各種指針	公社）日本道路協会	
ジオテキスタイルを用いた補強土の設計・施工マニュアル	一財）土木研究センター	H25. 12
土木工事設計マニュアル	国交省中国地方整備局	H29. 4

※ 最新版を使用するものとする。

参考図書（貸与資料）

以下の既存調査成果報告書を参考とする。

- ・国史跡青谷上寺地遺跡整備活用基本計画（詳細化）報告書
- ・青谷上寺地遺跡整備活用基本計画及び基本設計業務委託報告書
- ・史跡青谷上寺地遺跡整備事業「実施設計（土木）業務委託」（R3. 3）
- ・史跡青谷上寺地遺跡整備事業現地測量業務委託（エントランス工区）報告書
- ・史跡青谷上寺地遺跡整備事業現地測量委託業務（指定地南側工区）報告書（R2. 8）